

「公共下水道整備予定図」の
[]の区域に土地を
お持ちの方が対象です。

私道について

- ① 私道とは、私有地である(官地でない)道路のことをいいます。
【資料「令和3年度 公共下水道の整備について」の4ページ~をご覧ください。】
- ② 市が公共下水道を整備できる場所は、公が管理する敷地(官地)です。



そのため、私道については、すぐに公共下水道が整備できません。

しかし、市が公共下水道を整備できる方法がありますので、

一度、上下水道局の下水道整備課(2階)まで、

ご相談をお願いいたします。

私道の現状や、整備の方法を説明させていただきます。

下水道整備課 工務担当
☎083-933-6694・6695